# 低入札価格調査制度事務処理要綱

平成14年9月13日
告示第54号

（趣旨）

第1条　この要綱（以下「本要綱」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格等入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、その者を落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者等とすることができる場合において行う調査制度をいう。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条　低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、設計金額が200万円を超える建設工事のうち諏訪市総合評価落札方式試行要綱（平成21年諏訪市告示第43号）に基づき入札を実施する建設工事又は諏訪市最低制限価格制度実施要綱（平成23年諏訪市告示第29号）第2条第2項の規定により最低制限価格を設定しないこととした建設工事とする。

（低入札価格調査基準価格）

第3条　低入札価格調査制度を適用するための判断の基準となる低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別添「工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定」により定める。

（失格基準価格）

第3条の2　市長は、当該契約の内容に適合した履行が見込めないと判断する価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。

2　失格基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった設計金額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ別に定める割合を乗じて得た額の合計とする。

（予定価格調書への調査基準価格又は失格基準価格の記載）

第4条　予定価格調書の摘要欄に調査基準価格又は失格基準価格を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条　入札執行者は、入札に当たり、入札参加者に対し、次の各号に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 調査基準価格又は失格基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における次に掲げる事項

ア 入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。

イ 最低価格等入札者が必ずしも落札者等とならない場合があること。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、直ちに当該入札価格に係る内訳書又は見積書を提示しなければならないこと（当該入札価格が失格基準価格を下回る場合を

除く。）。

エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、発注者の行う調査に応じなければならないこと（当該入札価格が失格基準価格を下回る場合を除く。）。

(3) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者等とならないこと。

(4) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、当該入札に係る落札者等がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(5) 調査に関する書類と判断結果は、原則として公開又は公表されること。

(6) 調査内容について、契約後に履行がされているか確認がなされること。

（入札の執行）

第6条　入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者全員に対して、当該調査基準価格を下回る入札を行った者の名称及びその者の入札価格並びに当該調査基準価格を下回る入札を行った者を対象に本要綱による調査を実施する旨を告げて、入札を終了するものとする。

2　前項の場合において、失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

（調査の実施）

第7条　入札執行者は、前条の規定により、調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）から次の事項について、低入札価格調査制度に関する調査回答について（様式第1号）により資料の提出を求める。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の内訳書、見積書

(3) 手持ち工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）

(5) 資材購入先及び購入先と入札者との関連

(6) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画

(7) 経営内容

(8) その他必要な事項

（事情聴取）

第8条　財政課長及び財政課長があらかじめ定める職員は、前条の調査に関して提出された資料に基づいて、調査対象者から事情聴取を行うものとする。

2　調査対象者は、当該入札に係わる責任者（代表者、支店長、営業所長等）が聴取に応じなければならない。

（調査結果）

第9条　財政課長は、調査の結果を、低入札価格調査結果について（様式第2号）に取りまとめ、次条に規定する諏訪市低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に、低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく審査について（様式第3号）により、審査結果及び意見を求めるものとする。

（低入札価格審査委員会の設置）

第10条　低入札価格の審査と落札者等の決定を適正に行うために、委員会を置く。

2　委員会は、諏訪市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成5年諏訪市告示第2号）第13に規定する、建設工事指名業者選定委員会を充てる。

3　委員会は、財政課長より審査結果及び意見を求められたときは、審査を行い、低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく審査結果について（報告）（様式第4号）により、様式第2号及び様式第3号を添えて、市長に報告するものとする。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第11条　市長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に対し、落札者等に決定した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。（口頭で行うことができる。）

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第12条　市長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、直ちに調査対象者に対し、低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく調査結果について（様式第5号）により理由を添えて、落札者等としない旨及び次順位者を落札者等とする旨を通知し、他の入札者に対し、その旨を書面又は口頭により知らせるものとする。

2　他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。（口頭で行うことができる。）

3　次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、第7条から前条に定める手続きを再度行うものとする。

（調査及び判断経過の公表）

第13条　市長は、調査対象者から提出された書類は、全て公開又は公表するものとする。

2　市長は、財政課長が取りまとめた調査書類及び委員会の判断経過書類は、原則として公開又は公表する。ただし、次の各号に掲げる事項については公開又は公表しないことができるものとする。

(1) 調査対象者に著しい不利益を与える内容のもの

(2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を来すおそれがあるもの

（契約後の確認）

第14条　市長は、第11条又は第12条により決定した落札者等に対して、契約後からしゅん工届提出時までに、次の各号に掲げる事項について資料の提出を求め、第7条及び第8条による調査内容が確実に実施されていることを確認するものとする。

(1) 入札価格の内訳書に対する当該工事の実施状況に関すること。

(2) 技術者及び労働者の配置計画に対する実施状況に関すること。

(3) 当該工事が赤字となった理由（赤字となった場合）

(4) その他必要な事項

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成14年10月1日から施行する。

別　添

# 工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定

1　調査基準価格の算定

本要綱の第3条に定める調査基準価格は、次により算出する。

(1)予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に9.7／10を乗じて得た額、共通仮設費の額に9／10を乗じて得た額、現場管理費の額に9／10を乗じて得た額及び一般管理費等の額に6.8／10を乗じて得た額の合算額。ただし、その額が予定価格に9.2／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2／10を乗じて得た額とし、予定価格に7.5／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、7.5／10を乗じて得た額。

(2)特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに7.5／10から9.2／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

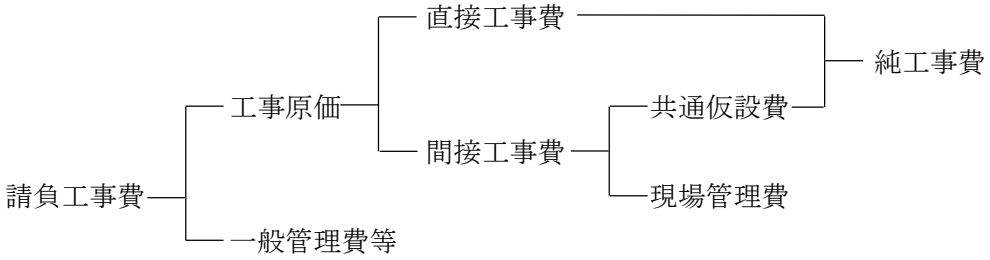
2　参考(調査基準価格と工事価格の構成)

(1)調査基準価格の算出式は以下のとおり

調査基準価格＝直接工事費×9.7／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×9／10＋一般管理費等×6.8／10

(但し、予定価格の7.5／10～9.2／10の範囲内とする)

(2)工事価格の構成



3　判定資料

低 入 札 価 格 判 定 資 料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工　事　名 | | | |
| 指名業者数 | | | |
| 設 計 金 額 | （税抜き） | | |
| 予 定 価 格 | （税抜き） | | (X) |
| 工事請負契約に係る低入札調査基準 | 判定の基礎 | A＝ 直接工事費×9.7／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×9／10<br>＋一般管理費等×6.8／10<br>＝　　×9.7／10＋　　×9／10＋　　×9／10<br>＋　　×6.8／10<br>＝　　円<br>（参考　a＝(　　A　　／　予定価格)　×100<br>＝　　円／　　円×100<br>＝　　％） | A |
| | | 予定価格×9.2／10:　　円×9.2／10＝　　円 | B |
| | | 予定価格×7.5／10:　　円×7.5／10＝　　円 | C |
| | 調査基準価格 | 調査基準価格は ┌A ＞ B のときは B┐<br>　　├A ＜ C のときは C┤とする。<br>　　└C＜A＜B のときは A┘<br>☆　調査基準価格は　　円<br>［予定価格の　　％］ | |

| | | |
|---|---|---|
| 入札者氏名 | 入札金額 | 円(Y) |
| 予低価格に対する入札金額の比率(%)Y／X×100<br>／　　×100＝ | | ％ |

| | |
|---|---|
| 摘　　要 | |

様式第1号(第7条関係)

低入札価格調査制度に関する調査回答について

年　　月　　日

会社名

代表者名

下記の工事の入札に関し、諏訪市が定める「低入札価格調査制度事務処理要綱」に従い、資料を提出します。

なお、提出内容については、虚偽の内容がないこと、また後日その事実が生じた場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

記

1　工事名

2　工事箇所名

3　工事概要

4　調査提出資料

(1)市が定める調査項目(本要綱第7条の(1)～(8))に対する回答
(2)その他必要とする事項

5　担当の所属氏名、連絡先

低入札価格調査項目に対する回答事項(様式は適宜)

| | 調　査　項　目 | 回　答 |
|---|---|---|
| 1 | その価格により入札した理由<br>(より具体的に記載する) | |
| 2 | 入札価格の内訳書、見積書等<br>・見積単位の根拠<br>・施工体制台帳及び施工体系図<br>・安全管理の方法と費用の見積書 | |
| 3 | 手持ち工事の状況<br>・手持ち工事の一覧<br>・手持ち工事に配置されている技術者名 | |
| 4 | 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連<br>(地理的条件) | |
| 5 | 資材購入先及び購入先と入札者との関連 | |
| 6 | 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画<br>・社員数と当該現場への配置計画<br>・(職種別)技術者リストと当該現場への配置予定者 | |
| 7 | 経営内容<br>(1)建設業法施行規則第4条、第10条、第19条の3に該当する以下の様式<br>・様式15号　貸借対照表<br>・様式16号　損益計算書<br>・様式17号　株主資本等変動計算書及び注記表<br>(2)取引金融機関名<br>(支店名まで記入) | |
| 8 | その他　必要とする事項<br>・下請け業者の見積書等 | |

以上の記載について相違ありません。

様式第2号(第9条関係)

年　　月　　日

低入札価格調査結果について

財政課長

低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、下記の工事について、調査を実施した結果は下記のとおりです。

記

1　対象工事の概要及び調査結果

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 工事名 | |
| 2 | 工事箇所 | |
| 3 | 工事概要 | |
| 4 | 入札経過 | 入札日　　年　　月　　日　経過は別紙のとおり |
| 5 | 調査対象者 | |
| 6 | 予定価格 | 円(税抜き) |
| 7 | 低入札価格調査基準価格<br>(算出表別紙) | 円(税抜き)<br>(予定価格に対して　　%) |
| 8 | 調査該当者の入札価格 | 円(税抜き)<br>(予定価格に対して　　%) |
| 9 | 事情聴取　日時<br>相手方<br>聴取者 | |

2　調査対象者から提出された資料(本要綱第7条に定める調査項目(1)～(8))について調査した結果は下記のとおりです。

| | 調　査　項　目 | 調　査　結　果 |
|---|---|---|
| (1)<br>～<br>(8) | 調査基準項目の(1)～(8)までの事情聴取した結果について調査検討<br>(積算価格と見積価格との比較を含む)<br><br>その他　必要な事項 | |

様式第3号(第9条関係)

年　　月　　日

低入札価格審査委員会　殿

低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく審査について

財政課長

低入札価格調査制度事務理要綱に基づき、該当する工事について調査した結果は、様式第2号のとおりですが、本要綱第9条に基づき、低入札価格審査委員会の審査結果及び意見を求めます。

様式第4号(第10条関係)

年　　月　　日

諏訪市長　　殿

低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく審査結果について(報告)

低入札価格審査委員会

標記について、下記のとおり報告します。

記

1　審査結果：　入札価格を適当と認め、落札者として決定する。
（入札価格を不適当と認め、落札者として決定しない。）

2　審査結果の総合的所見と契約に対する判断

| |
|---|
| (1)材料及び労務等の調達を含む見積価格の妥当性 |
| (2)施工実績からみた施工能力 |
| (3)技術者の資格及び専任制等 |
| (4)財務状況からみた経営状況 |
| (5)総合判断　　〔　施工可能　・　施工不可能　〕 |

3　審査委員の意見(様式は適宜)

4　その他添付書類
(1)入札経過書
(2)低入札価格調査基準価格算出書
(3)積算価格及び見積価格の比較表
(4)その他説明上必要とする資料

様式第5号(第12条関係)

第　　号
年　　月　　日

調査対象者　　殿

低入札価格調査制度事務処理要綱に基づく調査結果について

諏訪市長

(次順位者を落札者として決定する場合の通知内容)
　低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、貴社から提出された資料及び事情聴取をした結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められますので、下記の理由を添えて通知します。
　したがって、次順位者を落札者として決定します。

記

1　該当する工事名

2　契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められた理由

　なお、ケースにより、文面は一部変更して通知する。

(次順位者が調査対象になる場合)
　低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、貴社から提出された資料及び事情聴取をした結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められますので、下記の理由を添えて通知します。
　したがって、次順位者が調査討象のため、その調査を行います。

(次順位者が予定価格を上回っている場合)
　低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、貴社から提出された資料及び事情聴取をした結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められますので、下記の理由を添えて通知します。
　なお、この入札は不調として取り扱います。